

## 議案第60号

取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）及び取手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の割合等の特例に関し、地方税法の改正により特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合と改められるとともに、租税特別措置法の改正により計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことを踏まえ、関連する条項を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(取手市介護保険条例の一部改正)

第1条 取手市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>付 則<br/>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> | <p>付 則<br/>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> |

(取手市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 取手市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条 当分の間, 第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年中においては, 年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条 当分の間, 第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては, 年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> |

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の取手市介護保険条例付則第4条の規定及び第2条の規定による改正後の取手市後期高齢者医療に関する条例付則第2条の規定は, この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し, 同日前の期間に対応する延滞金については, なお従前の例による。